

大原野地域活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西京区基本計画に基づき策定した大原野「地域ブランド」戦略の理念を引き継ぎ、大原野地域の更なる活性化を目指すつなぐ・つながる「大原野」づくりプロジェクトを推進するために住民が主体的に実施する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 大原野地域の自治を担う団体で次のアからウまでに掲げる要件を備えるもの

ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。

イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。

ウ 多くの地域住民に支持されているものであること。

(2) つなぐ・つながる「大原野」づくりプロジェクトを推進することを目的として自主的・主体的に活動を行う団体で、次のアからオまでに掲げる要件を備えるもの

ア 定款又は会則等を設けていること。

イ 非営利で公益的な活動を行う団体であること。

ウ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体でないこと。

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体でないこと。

2 補助金は、団体がつなぐ・つながる「大原野」づくりプロジェクトに基づいて実施する次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、区長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となるものを除く。

(1) 大原野内外の個人、団体等の交流を促進する事業

(2) 大原野で活躍する人材や地域を活性化する取組等を発信する事業

(3) その他つなぐ・つながる「大原野」づくりプロジェクトの推進に資する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、大原野地域活性化推進事業補助金交付申請書

(第1号様式)によって、事業開始日の10日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 大原野地域活性化推進事業計画書(第2号様式)
- (2) 大原野地域活性化推進事業予算書(第3号様式)
- (3) 団体の規約や構成員名簿等、団体の概要が分かる書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請後、条例第10条各項の決定をするまでに、補助の対象となる事業を中止、廃止又は内容を変更しようとするときは、速やかに区長へ届け出なければならない。

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから10日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 条例第12条の規定による交付の決定は、大原野地域活性化推進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

3 条例第12条の規定による不交付の決定通知は、大原野地域活性化推進事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、大原野地域活性化推進事業変更承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、大原野地域活性化推進事業中止・廃止承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに大原野地域活性化推進事業完了実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 大原野地域活性化推進事業決算書(第9号様式)
- (2) 領収書の写しその他の事業の実施に要した経費を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 条例第19条の規定による決定は、大原野地域活性化推進事業補助金交付額決定通知書(第10号様式)により通知し、交付する。

(補助金の概算払)

第9条 団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定による大原野地域活性化推進事業補助金交付申請書(第1号様式)においてその旨を区長に届け出なければならない。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。